



『山梨県都市計画マスタープラン』

令和2年10月

山梨県



目次

I. 都市づくりの基本方針	1
I-1. 山梨県の現況と近年の社会情勢	1
I-2. 山梨県の都市が抱える基本的課題	24
I-3. やまなし都市づくりの基本方針	28
I-3-1. 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり	29
I-3-2. 美しく魅力あふれる都市づくり	33
I-3-3. 安全で安心して暮らせる都市づくり	34
I-3-4. 環境と共生する都市づくり	35
I-3-5. リニア中央新幹線を活かした都市づくり	37
I-3-6. 多様な主体の参加と協働による都市づくり	37
I-3-7. PDCAによる都市づくり	38
II. 目指すべき県土構造	39
II-1. 県土の特性	39
II-2. 目指すべき県土構造の考え方	46
II-2-1. 基本構成	46
II-2-2. 拠点	47
II-2-3. 軸	56
II-2-4. 土地利用区分	60
II-2-5. 広域圏域	63
II-3. 目指すべき県土構造	70
III. 目指すべき県土構造(広域圏域別都市構造)	71
III-1. 広域圏域の概況	71
III-2. 広域圏域の人口、産業	78
III-3. 目指すべき広域圏域別都市構造、主要な都市機能の配置	81
IV. 目指すべき県土構造実現のための方針	97
IV-1. 目指すべき県土構造実現に向けた取り組み	97
IV-2. 都市計画区域の再編の方針	98
IV-3. 区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	100
IV-4. 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針	101
IV-5. 主要な都市計画の決定の方針	108
IV-6. 今後の都市計画の進め方	122

はじめに

(都市計画について)

「都市計画」とは、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」により構成されており、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画です。

都市計画には、住民にわかりやすい形で、都市の将来像を明確にし、その実現への大きな道筋を明らかにしておくことが求められており、これが、都市計画マスタープランの役割です。

マスタープランには、山梨県が広域的観点から都市計画区域を対象として定める「都市計画区域マスタープラン」と、市町村がより地域に密着した見地から各市町村の区域を対象として定める「市町村マスタープラン」があります。

(県全域を対象としたマスタープラン)

「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画区域全体を対象として基本的な方針を定めるものですが、県民生活の広域化や市町村合併の進展に伴い、より広域な観点から県全域を対象とした都市計画の方針を明確に示すことも必要となりました。

このため山梨県では、都市計画区域外を含む県全域を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」を平成22年3月に策定し、これに即して各都市計画区域マスタープランを策定しました。

(山梨県都市計画マスタープランの改定)

「山梨県都市計画マスタープラン」の計画期間である10年が経過し、この間、人口減少・超高齢化社会の進展や、厳しい財政的制約、頻発・激甚化する自然災害の発生など、社会経済情勢が変化しています。また、2027年にリニア中央新幹線が開業予定となっており、中間駅が設置され、本県は大きな転換点を迎えることとなります。

このようなことから、本県では、山梨県都市計画マスタープランを改定し、時代の変化に対応した新たな都市計画の基本方針を明らかにすることとしました。

なお、各都市計画区域マスタープランも、今後、山梨県都市計画マスタープランを踏まえて改定します。

県では、多くの方に本計画の内容をご理解いただくとともに、市町村や県民の皆様と都市づくりを進め「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えています。

都市計画マスタープランの構成

